

令和8年度診療報酬改定【調剤】概要レポート

令和8年6月施行 / 出典：厚生労働省保険局医療課（令和8年3月5日版）

1. 改定の全体像

- 診療報酬は2年平均で+3.09%の改定。調剤単独の改定率は+0.08%。薬価は▲0.86%。
- 薬局ビジョン策定後も続く門前薬局の増加傾向に課題感。都市部の門前薬局や医療モール内薬局を減算。

2. 調剤基本料・体制評価の主な見直し

(1) 調剤基本料の改定

- 従来調剤基本料1の門前薬局が調剤基本料2になるケースあり。
- 調剤基本料2の要件「新規・都市部・1800回以下・集中度85%超」について今後既存店も対象となる可能性。
- 集中度の計算は、医療モール・ビレッジ内の複数の医療機関を1つとみなす。

区分	現行	改定後	主な要件
調剤基本料1	45点	47点	以下以外の薬局
調剤基本料2	29点	30点	新規・都市部・1800回以下・集中度85%超 1800回超・集中度85%超 など
調剤基本料3イ	24点	25点	チェーン系・40万回以下・集中度85%超
調剤基本料3ロ	19点	20点	チェーン系・40万回超・集中度85%超
調剤基本料3ハ	35点	37点	チェーン系・40万回超・集中度85%以下
特別調剤基本料A・B	5点・3点	5点・3点	同一敷地内薬局等（据え置き）

(2) 地域支援・医薬品供給対応体制加算への改称・再編

後発医薬品調剤体制加算を廃止・統合。医薬品の安定供給体制を新たな加算要件に追加。

区分	現行	改定後	主な要件
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	【新設】	27点	施設基準：後発品割合85%以上など
【調剤基本料1の薬局】			
地域支援・医薬品供給対応体制加算2	32点	59点	実績基準④を含む3つ以上
地域支援・医薬品供給対応体制加算3	40点	67点	実績基準7つ以上
【調剤基本料1以外の薬局】			
地域支援・医薬品供給対応体制加算4	10点	37点	実績基準④⑥を含む3つ以上
地域支援・医薬品供給対応体制加算5	32点	59点	実績基準7つ以上

(3) 新設：門前薬局等立地依存減算（▲15点）

新規開設する薬局が対象。既存薬局は当面の間適用除外。

- 都市部（特別区・政令指定都市）に所在し、かつ500m以内に他の薬局がある
- 処方箋集中度が85%超
- 「病院100m圏内に他薬局2軒以上」または「半径50m以内に他薬局2軒以上」

(4) 医療DX：電子的調剤情報連携体制整備加算（8点/月1回）

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算を廃止・再編。算定要件にマイナ保険証利用率30%以上。

3. 薬局・薬剤師の対人業務に関する評価見直し

(1) かかりつけ薬剤師：包括評価から実績評価へ転換

「かかりつけ薬剤師指導料（76点）」を廃止。実施した指導実績に基づく以下の加算を新設。

新設・見直し項目	点数	算定頻度・主な要件
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	50点	3月に1回 電話等による服薬・残薬状況の継続確認
かかりつけ薬剤師訪問加算	230点	6月に1回 患家訪問で残薬確認・医療機関へ情報提供
服用薬剤調整支援料2	1,000点	6月に1回 ポリファーマシー患者への包括介入

(2) 残薬対策・薬剤調整の新設評価

重複投薬・相互作用等防止加算（廃止）を整理し、より実態に即した2加算を新設。

加算名	点数	主な要件
調剤時残薬調整加算	50点 / 30点	残薬確認後、処方医の指示で7日以上の日数変更
薬学的有害事象等防止加算	50点 / 30点	照会により処方内容が変更された場合（残薬調整除く）

(3) 在宅訪問薬剤管理指導の強化

- 算定間隔を「中6日以上」→「週1回」に緩和（通常患者）
- 訪問薬剤管理医師同時指導料（150点）を新設：ポリファーマシー・医師・薬剤師同時訪問を評価
- 複数名薬剤管理指導訪問料（300点）を新設：興奮等がみられる患者への複数名訪問を評価
- 在宅薬学総合体制加算1が15→30点に増点、加算2イ（個人宅）が50→100点に増点

(4) その他の服薬指導関連

- 吸入薬指導加算：インフルエンザ吸入薬も対象に追加（算定は3月→6月に1回へ変更）
- バイオ後続品調剤体制加算（50点）を新設：インスリン除くバイオ後続品を調剤した体制を評価

4. その他の主な改定事項

- 賃上げ・物件費高騰への対応：調剤ベースアップ評価料（4点）、調剤物価対応料（1点）
- 調剤管理料の簡素化：複数の日数区分（4段階）を廃止し、長期処方（28日以上・60点）とその他（27日分以下・10点）の2区分に大幅に整理。
- 長期収載品の選定療養：患者負担額の算定係数を1/4から1/2に引き上げ（後発品使用促進）
- 夜間休日の選定療養化：薬局も開局時間外の調剤で特別料金の徴収が可能に

以上

※本資料は厚生労働省保険局医療課「令和8年度診療報酬改定の概要【調剤】（令和8年3月5日版）」をもとに作成。正式な算定要件・施設基準は告示・通知等を必ずご確認ください。